



※書面が2枚以上にわたる場合は、割印を押します。

## 〇〇〇〇協同組合第〇回通常総会(総代会)議事録

1. 招集年月日 令和〇年〇月〇日 【注】1
1. 開催日時 令和〇年〇月〇日 午前(後)〇時
1. 開催場所 新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号「〇〇会館〇〇室」【注】2
1. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
  - (1) 理事数 ○名 出席理事数 ○名(本人出席)
  - (2) 監事数 ○名 出席監事数 ○名(本人出席)
1. 組合員数及び出席者数並びに出席方法
  - (1)組合員数 ○〇名
  - (2)出席者数 ○〇名 本人出席 ○〇名  
委任状出席 ○名  
書面出席 ○名
1. 出席理事の氏名 ○〇〇〇、○〇〇〇、○〇〇〇、○〇〇〇
1. 出席監事の氏名 ○〇〇〇、○〇〇〇
1. 議長の氏名 ○〇〇〇
1. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 ○〇〇〇
1. 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)  
定刻、〇〇氏開会を宣し、本日の通常総会(総代会)は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、理事長〇〇氏挨拶の後、議長の選任を諮ったところ、満場一致で〇〇氏が議長に選任され、議長席に着き、議案の審議に入った。

【注】1 開催日の10日前まで(10日を下回る期間を定款に定めている場合はその日数)に組合員に文書が到達するように発すること。

【注】2 組合の主たる事務所の所在地で開催することが望ましい。

第1号議案 令和〇〇年度 事業報告及び決算関係書類承認の件 【注】3

議長は、理事〇〇氏に当期(自令和〇〇年〇月〇日至令和〇〇年〇月〇日)における事業報告書の内容を報告させ、次いで事務局〇〇氏に当期の決算関係書類を説明させ、監事〇〇氏から「正確かつ適切であった。」旨の監査報告があり、質疑応答の後、これを議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認した。

【注】3 質問や意見、異議等があった場合はその内容を記載し、全員の同意がない場合は「賛成〇〇名、反対〇〇名により、原案どおり承認した。」と記載する。

……以下の各議案において同様



#### 第2号議案 令和〇〇年度 事業計画及び収支予算決定の件 【注】4

議長は、予め配布の令和〇〇年度(自令和〇〇年〇月〇日至令和〇〇年〇月〇日)における事業計画及び収支予算を事務局〇〇氏に説明させ、質疑応答の後、これを議場に諮ったところ、満場異議なくこれを決定した。

【注】4 予算関係では、科目の流用や更正等について、附帯決議をしておくことが望ましい。

#### 第3号議案 令和〇〇年度 賦課金の額及びその徴収方法決定の件 【注】5

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の同意により次のとおり決定した。

賦課金の額 1組合員 平等割 月額〇〇円

1組合員 差等割 月〇〇につき〇〇円(〇〇割、〇〇高)

徴収の方法 毎月末までにその月分を組合宛納入する。

【注】5 額などに変更がなくても毎年、決定する。

#### 第4号議案 令和〇〇年度 使用料、手数料及び転貸手数料の最高限度決定の件【注】6

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の同意により次のとおり決定した。

使 用 料 ○〇に対し、最高〇〇円とし、理事会で決定する。

手 数 料 ○〇に対し、最高〇〇%とし、理事会で決定する。

転貸手数料 最高年〇〇%とし、理事会で決定する。

【注】6 規約で定めている場合は、毎年、議決することは要しない。変更する場合は規約を改正する。

#### 第5号議案 令和〇〇年度 借入金残高の最高限度決定の件 【注】7

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の賛成により次のとおり決定した。

借入金残高の最高限度 金〇〇〇万円

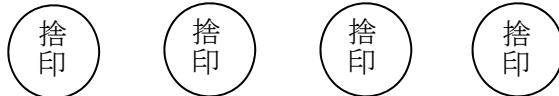
#### 第6号議案 令和〇〇年度 1組合員に対する貸付残高及び債務保証残高の最高限度決定の件

【注】7

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の賛成により次のとおり決定した。

1組合員に対する貸付残高の最高限度 金〇〇円

1組合員に対する債務保証残高の最高限度 金〇〇円



【注】7 ①「借入金(貸付等)の最高限度額」ではなく、疑義が生じないよう、記載例のとおり「借入金(貸付等)残高の最高限度」を議決すること。  
②この決議は、次期通常総会(総代会)まで有効とする。……など期限を明確にし、疑義が生じないようにすることが望ましい。

#### 第7号議案 加入手数料決定の件 【注】8

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の賛成により次のとおり決定した。

加入手数料 金〇〇〇円

【注】8 加入手数料は、出資証券の発行費用等、加入に際してかかる事務的費用を徴収するものである。加入金は、持分調整金であるので持分の払い戻しが出資額限度とする組合は徴収できない。なお、積算根拠のないのれん代は、徴収できない。また、手数料の額を規約で定めている場合は、毎年、議決することは要しない。変更する場合は規約を改正する。

#### 第8号議案 令和〇〇年度 役員報酬決定の件 【注】9

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の同意により次のとおり決定した。

理事長 月額〇〇円 副理事長 月額〇〇円 専務理事 月額〇〇円

監事 年額〇〇円(〇月、〇月にそれぞれ〇円支給)

【注】9 理事、監事の報酬の設定は、それぞれに区分し、総会(総代会)の議決を経る。(会社法第361条及び第387条準用。)また、法人税法上、支給時期、支給額を定めておく必要がある。

#### 第9号議案 定款一部変更の件 【注】10

議長は、事務局〇〇氏に定款第7条(事業)を次のとおり変更したい旨、説明させた後、これを議場に諮ったところ、全員の同意により原案どおり決定した。

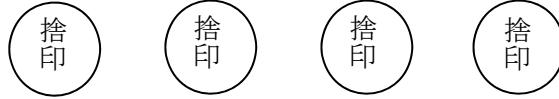
(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱うA品及びB品の共同購買
- (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (3) 組合員の福利厚生に関する事業
- (4) 前各号の事業に附帯する事業

2 第1項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 10 万円を超えてはならないものとする。

なお、議長は、定款変更の認可申請に当たって本文の趣旨に反しない字句の修正を代表理事に一任したい旨を説明し、これを議場に諮ったところ全員異議なく承認した。



【注】10 「……定款の一部を別紙のとおり変更したい旨……」と記載した場合は別紙を議事録の一部（議長及び出席理事による割印が必要）として添付する必要がある。認可申請書に添付されている変更理由書及び変更しようとする箇所を記載した書面に替えることはできない。

#### 第10号議案 役員選挙（又は予選・補選）の件

議長は、当組合の役員全員が、本通常総会（総代会）の終結と同時に任期が満了するので（令和〇〇年〇月〇〇日任期満了となったので（又は任期満了となるので）／補選の場合は、理事〇〇氏が令和〇〇年〇月〇〇日で辞任を申し出たので）この選挙をこれから行う旨を述べ、選挙の方法並びに理事及び監事の数について議場に諮ったところ、……

#### 投票の場合

……全員の賛成により、理事〇名、監事〇名を、議長指名の選挙管理人〇名及び選挙立会人〇名のもとに、定款第〇〇条の規定に基づいて連記式（単記式）無記名投票によることに決定したので、議長は選挙管理人及び選挙立会人を次のとおり指名し、投票に入った。

選挙管理人 ○〇〇〇 ○〇〇〇

選挙立会人 ○〇〇〇 ○〇〇〇

投票の結果、次の者が当選した。なお、当選者全員は、（予選の場合は現任者の任期満了後）直ちに就任することを承諾した。

理 事 ○〇〇〇 ○〇〇〇 ○〇〇〇 ○〇〇〇

監 事 ○〇〇〇 ○〇〇〇

#### 指名推選の場合

……全員の同意により、議長の指名する選考委員〇名によって、理事〇名、監事〇名を指名推選の方法で選挙することに決定したので、議長は次の者を選考委員に指名し、選考の間、一時休憩を宣した。

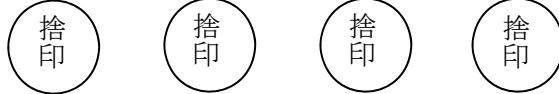
選考委員 ○〇〇〇 ○〇〇〇 ○〇〇〇

議長は再開を宣し、選考委員代表〇〇氏より、選考の結果を次のとおり報告を受け、これを議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、当選を確定した。

なお、当選者全員は、（予選の場合は現任者の任期満了後）直ちに就任することを承諾した。

理 事 ○〇〇〇 ○〇〇〇 ○〇〇〇 ○〇〇〇

監 事 ○〇〇〇 ○〇〇〇



## 第11号議案 ○○規約制定(変更)の件

議長は、事務局○○氏に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり可決した。

### 報告及び連絡事項 【注】11

(1) 新規加入者の報告について ……省略……

(2) \* \* \* \*について ……省略……

**【注】11 総会(総代会)では、予め通知した事項のみ議決することができる。「第○号議案 その他  
の件」等、通知をしていない事項は、原則的に議決できない。**

議長は、以上をもって本日の議案審議を終了した旨を述べ、午前(後)○時○分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、議長及び出席理事がこれに記名押印する。

令和○○年○月○○日

←———— 総会(総代会)開催日

○○○○協同組合第○回通常総会(総代会)

議長理事

○ ○ ○ ○

印

←———— 認印を押印

理 事

○ ○ ○ ○

印

←———— 認印を押印

理 事

○ ○ ○ ○

印

←———— 認印を押印

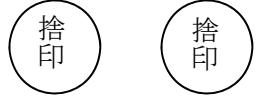
理 事

○ ○ ○ ○

印

←———— 認印を押印

(注)議長及び出席理事の署名又は記名押印は不要であるが、押印がない総会議事録については、登記申請書に添付した場合、当該議事録の補正が困難となるので、議長及び出席理事が記名押印することが便宜である。行政庁への届出の添付書類になる場合も同様である。なお、これは一例であり、議事録の記載事項については施行規則に詳細に規定されている。



## 〇〇〇〇協同組合第〇回理事会議事録

1. 招集年月日 令和〇〇年〇月〇日【注】1
1. 開催日時 令和〇〇年〇月〇日 午前(後)〇時
1. 開催場所 新潟県〇市〇町〇丁目〇番〇号 当組合会議室
1. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
  - (1) 理事の数 ○人、監事の数 ○人
  - (2) 出席理事の数 ○人、出席監事の数 ○人
1. 出席理事の氏名 ○〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
1. 出席監事の氏名 ○〇〇〇、〇〇〇〇
1. 議長の氏名 ○〇〇〇
1. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 ○〇〇〇
1. 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)  
定刻、理事〇〇氏開会を宣し、本日の理事会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、理事〇〇氏が議長となり、議案の審議に入った。

【注】1 定款の規定により理事全員の同意により招集手続きを省略できる。その場合は、「招集年月日」の記載は不要である。また、「理事全員の同意により招集手続きを省略」した旨を記載する。

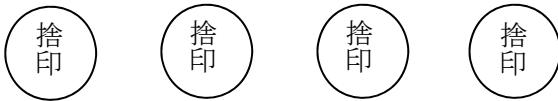
### 議案 代表理事(理事長)及び専務理事選任の件

議長は、本件について説明し、慎重審議の結果、全員の賛成により次の者が代表理事(理事長)及び専務理事に選任され、直ちにその就任を承諾した。

代表理事(理事長) ○〇〇〇  
専務理事 ○〇〇〇

議長は、以上をもって本日の議案審議を終了した旨を述べ、午前(後)〇時〇〇分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席理事及び監事がこれに記名押印する。



令和〇〇年〇月〇〇日 ← 理事会開催日

〇〇〇〇協同組合理事会

議長理事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印	←
理 事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印	←
理 事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印	←
理 事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印	←
監 事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印	←
監 事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印	←

① 旧代表理事が理事会に出席しているとき

旧代表理事が登記所に届出ている「代表理事印」を押印すれば、他の出席理事及び監事の押印は認印で可。

② 旧代表理事が新理事若しくは監事に選ばれなかった場合、又は旧代表理事が理事会に出席していないとき

出席した理事及び監事は全員、実印を押印し、さらに全員の印鑑証明書の添付が必要になる。

(注)通常の議事録は署名のみで差し支えないが、理事会決議によって代表理事を選定した際の議事録には、署名ではなく記名押印としておくことが登記申請に際して便宜である。これは、代表理事の就任による変更の登記(同一人の退任と就任が連續して行われる「重任」を含む。)の申請書には、議事録に押印した印鑑について、市町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならないためである。(商業登記規則第61条第4項)

(注)総会における役員選挙の結果、当選した理事が旧理事と異なることとなった場合、総会を中断して理事会を開催し、代表理事の予選を行うことはできません。総会が終結した後、理事会を開催し、代表理事を選定しなければなりません。